

## 「春らんまん❀べっぷしあわせエール券」事業規約

### (目 的)

第1条 地域限定のプレミアム付き商品券「春らんまん❀べっぷしあわせエール券」(以下「エール券」という)を発行することにより、物価高騰の影響を受ける生活者の家計負担を軽減し、個人消費の下支えによる地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (対象地域)

第2条 本事業の対象地域は、別府市内とする。

### (発行及び販売)

第3条 別府市プレミアム付商品券実行委員会(以下「実行委員会」という)が発行及び販売を行うものとし、事務局を別府商工会議所内(別府市中央町7番8号)に置く。

### (事 業)

第4条 本事業は次のとおりとする。

- (1) 名 称 春らんまん❀べっぷしあわせエール券
- (2) 発 行 者 別府市プレミアム付商品券実行委員会
- (3) 発行部数 40万冊(セット)(内訳:紙エール券20万冊、電子エール券20万セット)
- (4) 販売価格等 5,000円/冊(セット)(紙エール券:1冊500円券×15枚 7,500円分)  
内訳:大型店等・一般商店共通券6枚(3,000円分)  
一般商店専用券9枚(4,500円分)
- (5) 店舗区分 大型店等:売場面積が1,000㎡を超える中小企業小売店及び大企業(中小企業基本法における中小企業の基準を超える企業)が直営する店舗・事業所  
一般商店:売場面積が1,000㎡以下の中小企業小売店とその他業種の店舗・事業所  
※ただし、別府に本社・本店を置く店舗・事業所は上記区分にかかわらず一般商店として扱う。
- (6) 商品券購入限度額 別府市に住民登録のある方優先 5万円(1人10冊(セット)まで)
- (7) 利用期間 令和8年4月13日(月)から7月31日(金)まで
- (8) 商品券販売期間 令和8年4月13日(月)から4月24日(金)
- (9) 商品券販売場所  
【 紙エール券 】 実行委員会が販売場所を別途定める。  
【 電子エール券 】 実行委員会が別途定める方法による。
- (10) 販売等方法  
実行委員会の定める期間においてインターネット又は電話にて事前予約を行った購入希望者に、前項の販売場所において販売
- (11) その他  
前項期間において販売額が発行額に著しく達しなかった場合、実行委員会は期間・方法・場所を別途定め販売することができる。
- (12) 利用範囲  
エール券は、原則、現金と同等とし、取扱店の全ての商品、サービスの提供などに利用可能とする。但し、紙エール券の場合、額面に利用が満たない場合でも釣銭は出さない。また、エール券の1件あたり利用上限額は、30万円とする。また、次のような場合には利用対象にならないものとする。
  - ① 現金との換金及びこれに類する行為(エール券との交換や売買、金融機関への預け入れ等)
  - ② 換金性の高いもの(ビール券、図書カード、切手、官製ハガキ、プリペイドカード、印紙など)の購入
  - ③ 国や地方公共団体等への支払い(税金(自動車税・自動車重量税等含む)・電気・都市ガス・水道料金等の公共料金)
  - ④ エール券を担保に供し、または質入れすること
  - ⑤ 事業の用に供する支払い(商品の仕入れ等)
  - ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条1項4号~8号、第5項又は第11項に規定する営業に対する支払い
  - ⑦ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
  - ⑧ エール券の使用が法令に反するものへの支払い(たばこ等)
  - ⑨ 土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車場代等の不動産に関わる支払い
  - ⑩ 生命保険料、損害保険料等金融商品の支払い
  - ⑪ 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)

⑫ その他、実行委員会及び取扱店が特に指定するもの（電子タバコ及びその関連機器等）

## （取扱店）

第5条 実行委員会は、エール券取扱店（以下「取扱店」という）を次のとおり公募するものとする。

### （1）登録資格

別府市内に店舗等を有している事業者とし、第4条に定める紙エール券、電子エール券のいずれの方式も取扱いができ、事前登録をした店舗等に限りエール券を使用できるものとする。なお、複数の店舗等がある場合は、店舗等毎に取扱店登録を行わなければならない。また、次に該当する事業者は登録できないものとする。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条1項4号～5号、第5項～第10項、第13項2号に規定する営業を行っている事業者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③ 第4条の利用範囲の利用対象にならないものに記載されている取引及び商品のみを取扱う事業者
- ④ 別府市暴力団排除条例（平成23年別府市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員または同条例第6条に規定する暴力団関係者が関与する事業者
- ⑤ 諸法令に抵触する事業者
- ⑥ 実行委員会にて不適正と認めた事業者

### （2）商業施設等のテナント

商業施設等の一部区画を借り受けて営業する事業者については、以下のように取り扱うものとする。

#### ① 個別の登録ができない場合

消費者が、商業施設等を運営もしくは所有する核店舗（以下「核店舗」という）及びテナントの相互のレジにおいてそれぞれの商品を購入できる場合、またはテナントの商品を核店舗のレジのみで購入できる場合は、核店舗の一部としてみなし、個別の登録はできないものとする。

#### ② 個別の登録が必要な場合

消費者が、核店舗及びテナントの相互のレジにおいて、それぞれの商品を購入できない場合は、核店舗の一部としてみなさず、個別の登録をしなければ、エール券の取扱はできないものとする。個別に登録をした場合は、大型店のテナントであっても、大企業直営店でなければ、一般商店として扱う。

### （3）登録方法

インターネット若しくは紙媒体での申込

#### ① インターネットでの申込

実行委員会が設けた取扱店申込兼誓約専用サイトから登録

##### 1) 登録期間

<当初登録期間>

令和8年1月29日（木）から2月13日（金）

<随意登録期間>

令和8年2月14日（土）から7月24日（金） ともに24時間受付

#### ② 紙媒体での申込

実行委員会事務局（別府商工会議所内）に「春らんまん🌸べっぴんあわせエール券」取扱店申込書兼誓約書を提出

##### 1) 登録期間

<当初登録期間>

令和8年1月29日（木）から2月13日（金）

<随意登録期間>

令和8年2月14日（土）から7月24日（金）

※ともに土・日・祝日を除く、9時から17時

##### 2) 必要書類

登録申込書兼誓約書

#### ③ 大型商業施設（店内テナント含む）

別途実行委員会が定める。

### （4）登録料・換金手数料

無料

### （5）誓約事項・同意事項

取扱店は、本事業規約、登録後に渡される手引き等を遵守し、自らエール券を購入し自店舗で使用された

かのように偽り換金する行為等の不法行為をしないことを誓約し、実行委員会が当該案件に係る証憑類等を提出することを求めた場合にはこれに応じ、不法行為が発覚した場合、換金総額の5割（プレミアム相当分）の返還をするとともに、相応の処罰を受けることに同意するものとする。

(6) 審査・承認

- ① 申請のあった事業者は、実行委員会の審査・承認を経て、取扱店として登録する。
- ② 承認、不承認の通知は書面をもってこれを行う。

(7) 登録の取り消し

取扱店が本条第5項の誓約事項・同意事項に違反していることが判明し、実行委員会による是正要請に応じない場合、実行委員会は取扱店の登録を取り消し、詐欺罪等で刑事告発することがある。

**(使用済み紙商品券の取扱)**

第6条 取扱店は、顧客から受け取った紙エール券について、使用済みであることを明示するため、エール券裏面の所定欄に、何らかの処置をすること。

**(換 金)**

第7条 換金方法は、実行委員会が別途定める。

**(取扱店の責務等)**

第8条 取扱店は、次の責務を負うものとし、故意に違反した場合にはその損害を実行委員会に対して負うものとする。

- (1) 本事業規約、事務取扱手引き等を確認・理解のうえ、遵守すること。
- (2) 利用可能店舗であることが明確になるよう、実行委員会が交付した取扱店ポスター等を利用者が分かりやすい場所に提示すること。
- (3) 紙エール券及び電子エール券、双方を取り扱うものとする。
- (4) 紙エール券は、受け取る前に問題ないかを確認すること。色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、紙エール券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに実行委員会へ報告すること。こうした紙エール券を受領した場合においては、取扱店の責とし、実行委員会は換金する義務を負わないものとする。
- (5) 紙エール券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため第6条の処置を施すこととし、明らかに他店で使用されたものと確認できる紙エール券の受け取りを拒否すること。
- (6) 原則、エール券の額面金額に応じ現金同様の取扱を行うこと。但し、エール券額面に利用が満たない場合でも釣銭は出さないこと。
- (7) エール券の利用対象外となる商品サービスなどを定める場合は、予め利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等に使用できない旨を明示すること。
- (8) エール券を単に現金化し、または、自らの事業上の取引（商品仕入等）に使用しないこと。
- (9) エール券を再販又は再利用しないこと。
- (10) エール券の保管ならびに管理には、細心の注意をもってあたること。
- (11) 利用者から受け取ったエール券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責とする。
- (12) 受領したエール券は、第7条の規定に基づいて換金をすること。
- (13) 大分県暴力団排除条例及び別府市暴力団排除条例を遵守すること。
- (14) その他、本事業の目的に反するような行為をしないこと。

**(紙エール券の汚損・破損)**

第9条 紙エール券の汚損・破損があった場合、次の条件をすべて満たしていれば、使用・換金ができるものとする。

- (1) 通し番号が確認できること。
- (2) 券面の3分の2以上が残っていること。

**(事 故)**

第10条 紙エール券の保管中に盗難、紛失、その他事故が発生した場合は、保管責任者がその責を負う。

2 紙エール券を所有する者のもとで発生した事故については、所有する者がその責を負い、実行委員会はその責を負わない。

**(紛争の解決)**

第11条 エール券の利用に際して、取扱店と利用者との取引に関する苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決するものとし、実行委員会は一切責任を負わない。

**(換金済み紙商品券の保管)**

第12条 換金済みの紙エール券は、所定の処理をしたうえで換金期間終了の日まで実行委員会が保管するもの

とする。なお、換金期間が過ぎた紙エール券は、溶解処理のうえ廃棄するものとする。

**(経 費)**

第 13 条 本事業を運営する経費は、別府市の負担金その他の収入をもって充てる。

**(会 計)**

第 14 条 本事業の会計は、所定の書式により実行委員会事務局が行う。

**(そ の 他)**

第 15 条 この規約に定めのない事項については、実行委員会において決定する。

**附 則**

この規約は、令和 7 年 1 2 月 1 7 日から施行する。